

平成20年（行ウ）第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

原告 竺原光江

被告 国

準備書面(3)

平成21年3月16日

東京地方裁判所民事第2部合A係 御中

被告指定代理人	三	村	代
	山	本	浩
	吉	野	栄
	佐々	木	光太郎
	川	端	尚
	鍋	島	学
	金	井	慎一郎
	山	口	仁
	江	澤	正
	小	林	大
	田	岡	卓
	大	浅	田

田	邊	国	治
田	代	直	人
名	倉	和	子
中	川		淳
横	田	一	磨
本	橋	隆	行
竹	之	内	修
田	口	達	也
小	山	田	巧
星		孝	行

被告は、原告の2009年1月28日付け準備書面(3) (以下「原告準備書面(3)」という。) 7ページに記載された質問事項について、回答する必要がないと考える。その理由は、以下のとおりである。

1 原告は、原告準備書面(3) 7ページにおいて、①なぜ、古く、安い見積りを今まで原子力の発電コストとして公表してきたのか、②なぜ、国民が反対してなかなか進まない原子力を、確実な取組みが必要な地球温暖化対策の中核にすえるのか、③京都議定書の約束未達成の場合、誰が責任をとるのか、④「国際再生可能エネルギー機関 (IRENA)」で、なぜ署名しないのか、⑤柏崎刈羽原子力発電所の原子炉内は、本当に問題がないに等しいのか、⑥柏崎刈羽原子力発電所にかかる地震を最大2280ガルと公表しておきながら、なぜ、今更1290ガルで妥当と判断できるのか、地元住民は本当に納得できているのかとの質問を記載し、被告に回答を求めている。

2 ところで、本件訴訟は、原子力施設の設置許可処分に関する差止め訴訟及び国家賠償請求訴訟であるところ、被告は、これまで差止め訴訟について原告の訴えはその要件を欠いているから却下されるべきであり、国家賠償請求訴訟についても請求原因事実に関する具体的な主張立証がなく、主張自体失当である旨主張しているところである。

以上のような本件訴訟の状況に照らせば、上記質問事項はいずれも本件における主要な争点とは関係がないというべきであり、上記質問に回答することが本件訴訟の進行に資するものとは認め難い。

3 以上の次第で、被告は、原告の上記質問事項に回答する必要はないと考える。